

高松パソコン倶楽部 会則

平成 2 9 年 6 月 1 0 日 全面改定

高松パソコン倶楽部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、高松パソコン倶楽部という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を岡山市北区津寺104番地 高松公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、岡山市をはじめ近隣の住民に対して、情報化社会の発展に関する事業を行い、あらゆる生活領域で実践する様々な団体や個人の活動と連携し高齢者等の情報弱者の情報化発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 情報化社会の推進のためパソコン講習会の開催
- ② 教育・啓発のための、交流会・研修会・相談会等及び人材派遣

(2) その他の事業

- ① パソコン教室への人材派遣
- ② ICT関連の普及事業
- ③ 公民館と共催して行うパソコン教室等の実施。
- ④ 公民館が主催する講座・講習会等の支援。
- ⑤ 公民館の機器の設定に関する支援。
- ⑥ 公民館公式ホームページ等の支援。
- ⑦ 地域住民等への支援。
- ⑧ ボランティア相互のスキルアップを図るための情報交換・情報収集・学習会等。
- ⑨ その他前条の目的達成のために必要となる諸活動。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第9条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

(選任等)

第10条 役員は、総会において選任する。

(職務)

第11条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の金銭の管理を行う。
- 4 監査は、会計を監査する。
- 5 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

(任期等)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間

とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 1 3 条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 1 4 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 1 5 条 会員は、報酬を受けることができる。

- 2 会員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 1 6 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 1 7 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 1 8 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 1 9 条 通常総会は、毎事業年度 1 回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招

集の請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはメール等で、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第6章 役員会

(構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第26条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第27条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招の請求があったとき。

(招集)

第28条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはメール等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第30条 役員会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(事業計画及び予算)

第33条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 この団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 3 5 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 8 章 会則の変更

(会則の変更)

第 3 6 条 この団体が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、高松公民館の認証を得なければならない。

第 9 章 雑則

(細則)

第 3 7 条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この団体は、平成 1 6 年 1 月 2 4 日より設立する。
- 2 この会則は、平成 2 9 年 6 月 1 0 日より施行する。
- 3 平成 1 7 年 3 月 2 7 日付改正の会則は、廃止する。